

## 指定管理者自主事業承認基準

### （目的）

第1条 この基準は、指定管理者がその管理する施設を活用して行う自主事業について、県が承認する基準その他の取扱いについて定めるものである。

### （定義）

第2条 この基準における自主事業とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- （1）協定書において、自主事業として実施することとされている事業
- （2）協定書に定めがないが、県との協議により新たに自主事業として実施することとされた事業

### （自主事業の承認）

第3条 指定管理者が自主事業を行うに当たっては、事前に県に自主事業実施計画書を提出し、その事業内容、収支計画および参加料等を明らかにした上で、書面（電磁的記録を含む。）により県の承認を得なければならない。

- 2 県は、前項の承認をするかどうかを判断するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、自主事業実施計画に係る説明を求めることができるものとする。
- 3 県は、第1項の承認をするに当たって、実施条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、その管理する施設の設置目的の範囲を超える自主事業を実施しようとするときは、当該自主事業の実施前に県から地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

### （承認基準）

第4条 県は、指定管理者が行う自主事業が次に掲げる基準の全てに適合していると認められるときは、前条第1項の承認をするものとする。

- （1）施設の用途または目的を妨げないものであること。
- （2）施設の認知度向上、イメージアップまたは有効活用に資するものであること。
- （3）事業日程および事業規模が一般利用者の施設利用を阻害しない範囲であること。
- （4）事業の内容が公序良俗に反しないものであること。
- （5）事業の実施に関する安全性が確保されていること。
- （6）事業の実施に要する全ての費用を指定管理者が負担するものであること。
- （7）事業の実施に伴う第三者に対する賠償責任等の全ての責任を指定管理者が負うものであること。
- （8）施設機能に損失または低下が見込まれず、原状復旧が可能なものであること。
- （9）不特定多数の施設利用者が広く利用もしくは参加できるものであること、または施設利用者もしくは参加者の選定について公平性が確保されていること。

(10) 参加者から参加料等を徴収する場合、その参加料等の価格設定が著しく高額でないこと。

(11) 特定の政治団体の政治活動または特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。

(実施報告)

第5条 指定管理者が自主事業を実施した場合は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を県に報告しなければならない。

2 県は、前項の報告を受けた場合において、改善が必要な事項があったときは、指定管理者に対し、必要な指示を行うものとする。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。